

四 會社 每年春秋二回適當ノ方法ニテ 從業員全部ノ慰安會ヲ
舉行ス

五 安治川發電所ニ於テ石炭賞與金ノ配給方法ハ同所從業員
ニ公表ス

六 期末賞與ヲ從業員全般ニ配給スルコトハ種々ノ關係ヨリ相當者
宛テ要スルモノト認ム

七 大正十年三月 給與ニ係ル 増資記念介配ニ關スル 株主總會ノ決
議ハ既ニ之ヲ公表セリ

八 名稱ノ變更ハ異議ナキモ 助手ノ待遇ニ關シテハ 他ノ關係ヲ以テ
近ク一般社則變更ニ際シテ考慮スルモノトス

九 扶助料
助手職工雜役者扶助規程一部ヲ改正ス

第六條 助手職工雜役者 負傷又ハ疾病ノ治療ニ付
高身體ニ障害ヲ存スルトキハ 左區別ニヨリ 障害扶助料ヲ支給ス

一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 日給二百日分以上

二 終身房役ニ服スルコト能ハサルモノ 日給百七十日分以上

三 從來ノ職務ニ從事スルコト能ハサルモノ 健康回復スルコト能ハサ
ルモノ又ハ女子ノ外貌醜痕ヲ残シタルモノ 日給百日分以上

四 身體ヲ傷害シ且ニ回復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ
職務ニ從事スルモノヲ得ルモノ 日給三十日分以上

第七條 (養老年金支給ニ關スル規程ハ現行法ニ依ル)

第八條 助手職工雜役者死亡シタルトキハ 其遺族ニ日給二百
五十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第九條 助手職工雜役者死シタルトキハ 葬祭ヲ行フ遺族ニ
五十日分以上ノ葬祭料ヲ支給ス